



島根県報

平成26年11月28日（金）

号外 第 144 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (管 財 課) 2

不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定による立入検査をする職員の (環境生活総務課) 3

携帯する身分を示す証明書の様式

公布された条例等のあらまし◇**島根県事務決裁規則の一部を改正する規則**（規則第82号）

1 規則の概要

事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法の規定により、事業者に対し、資料の提出を求めること。（別表第2関係）
- (2) 不当景品類及び不当表示防止法の規定により、事業者に対し、違反行為を差し止めることその他必要な事項を命ずること。（別表第2関係）

2 施行期日

平成26年12月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第82号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項第3号部長専決事項の欄を次のように改める。

- (1) 法第4条第2項の規定により、事業者に対し、資料の提出を求めること。
- (2) 法第6条の規定により、事業者に対し、違反行為を差し止めることその他必要な事項を命ずること。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

告 示**島根県告示第655号**

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

第3条第1項第9号中「第43条第5項」を「第43条第7項」に改める。

第4条第1項中「隔年（昭和63年から起算して2年を経過したごとの年をいう。）」を「3年ごと」に改める。

第7条中「2年間」を「3年間」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成26年11月28日から施行し、平成28年から平成30年までに県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る入札参加資格の定期審査（以下「次回の定期審査」という。）以降に実施する入札参加資格審査から適用する。

2 この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（以下「改正後の告示」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、次回の定期審査は、平成27年の知事が別に定める日に実施するものとする。

（有効期間の特例）

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（以下「改正前の告示」という。）第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者及びこの告示の施行の日から次回の定期審査の実施の前日までの間に入札参加資格を認定される者の入札参加資格の有効期間は、改正後の告示第7条の規定にかかわらず、平成27年12月31日までとする。

（格付の特例）

4 平成26年においては、改正後の告示第5条第2項の規定にかかわらず、改正前の告示第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者のうち改正前の告示第5条第2項の規定により格付されている者に対して、改正後の告示第5条第2項の格付基準により再格付を行い、その結果による格付を入札参加資格者名簿に登録するものとする。

5 前項の再格付に関し必要な手続については、知事が別に定める。

島根県告示第656号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条第1項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定め、平成26年12月1日から施行する。

不当景品類及び不当表示防止法第9条第3項の規定による身分証明書の様式（平成22年島根県告示第341号）は、廃止する。

平成26年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(表 面)

第 号	
不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定による立入検査をする職員の身分証明書	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; width: 80%; height: 80%;"> <p style="margin: 0;">写</p> <p style="margin: 0;">真</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin-left: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">押 出 スタンプ</p> </div> </div>	<p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p>
島根県知事 印	

(裏 面)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 内閣総理大臣は、第6条の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任等)

第12条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第17条 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令抜粋

(都道府県が処理する事務)

第10条 法第12条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第4条第2項、第6条及び第9条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあつては、

法第6条の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。)は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、2以上の都道府県の区域にわたり一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、消費者庁長官（法第9条第1項の規定による権限について、法第12条第2項の規定により公正取引委員会に委任された場合にあつては公正取引委員会、同条第3項の規定により事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任された場合にあつては当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官、同条第6項の規定により証券取引等監視委員会に委任された場合にあつては証券取引等監視委員会。以下この項において同じ。）がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

2・3 (略)

備考 身分証明書の大きさは縦6センチメートル、横8.5センチメートルとし、貼り付ける写真の大きさは縦3センチメートル、横3センチメートルとする。